

IX サブWG検討結果： 出港前報告制度に係る関連業務の見直し<2>

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



出港前サブWGにおける主要検討事項（1）



出港前サブWGにおいては、2015年1月より以下の事項についてサブWGを7回開催し検討を行った。

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
①	「積荷目録情報登録（MFR）」業務の省略可能化	「出港前報告（AMR）」業務と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で同一の内容を報告しており、冗長であるため、AMRの情報を利用して積荷目録提出（MFR-DMF）まで完了させてほしい。	現行フローの他に、出港前報告（AMR）情報を利用しMFRを実施することなくDMFの実施を可能とする新規フローを可能とする。 なお、MFRにおける必須項目がAMRにて未登録の場合は、DMF前までにCMRによって訂正登録しておく必要がある。
②	「積荷目録情報登録（一括）（MFI）」業務におけるCY一括登録機能	海外の出港前報告者は、コンテナオペレーション会社（利用者コード5桁）を把握することが困難であるため、出港前報告時に当該項目の登録ができない。この場合、本邦利用者によるMFIが実施できない（エラーとなる）。	MFIにコンテナオペレーション会社の入力項目を追加し、出港前報告（AMR）情報にコンテナオペレーション会社の登録がない場合でも当該項目に入力がされている場合はエラーとせず、入力値に基づき、貨物情報の登録が行えるように変更する。
③	船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化	①トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。 ②欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社から連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。	①本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務を新設する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする。 なお、従来どおり、AMR等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。 ②AHR（CHR）の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）に入力項目の追加を行う。 例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHRの報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAHRの報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。
④	「出港日時報告（ATD）」業務後のCMR、CHRの可能化	「出港前報告訂正（CMR）」業務および「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務は、「出港日時報告（ATD）」業務後に実施できない。	ATD後、DMF前までのCMR（CHR）等を可能とする。 なお、ATDに先行してDMFが実施されている場合は、現行通り、ATD前までCMR（CHR）を可能とする。 ただし、税関による事前通知に従いCMRを行う場合は、ATDおよびDMFが実施されている場合でも訂正を可能とする（※現行通り）。


出港前サブWGにおける主要検討事項（2）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑤	「関連ハウス事前通知（DNU）」の改善	船会社にマスターB/L単位で出力する「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号や個々の事前通知コードが記載されていないため、どのような対応をすればよいか分からない。	「関連ハウス事前通知（DNU）」について、該当するハウスB/L番号、事前通知コード、件名を一覧に記載した通知に変更する。 なお、通知内容の詳細を確認する場合は、「出航前報告照会（IAR）」業務を利用する。
⑥	「積荷目録情報登録訂正（積荷目録提出後）（CMF02）」業務における運用手続きの簡素化	CMF02は、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で訂正等の理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	税関の窓口への訂正等理由の申出をNACCSで行うことができるよう、CMF02において入力項目に「訂正等理由コード」、「訂正等理由（210桁）」欄を新設する。
⑦	積荷情報削除時における削除理由の入力	CMR、CHR、CMF01において積荷情報が削除される場合、削除理由が不明であるため、税関審査に支障がある。 また、CMF02で積荷情報を削除する場合には、あらかじめ積荷目録を提出した税関（監視担当部門）の窓口で削除理由を申し出た上で行う必要があり、手続きが煩雑である。	CMR、CHR、CMF01、CMF02において入力項目に「削除理由コード」、「削除理由（210桁）」欄を新設する。
⑧	「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務におけるマスターB/L番号の訂正可能化	現行のCHRではマスターB/L番号の訂正ができないため、登録した情報を削除したのち、再度、AHRまたはCHRにて登録を行う必要がある。	CHRにおいて、登録した情報を削除することなくマスターB/L番号の訂正を可能とする。
⑨	出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化	入港前報告（DMF）までに、出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）で登録したB/Lと、MFRで登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。	①IMIに新規の照会区分「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。 ②既存照会区分「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。

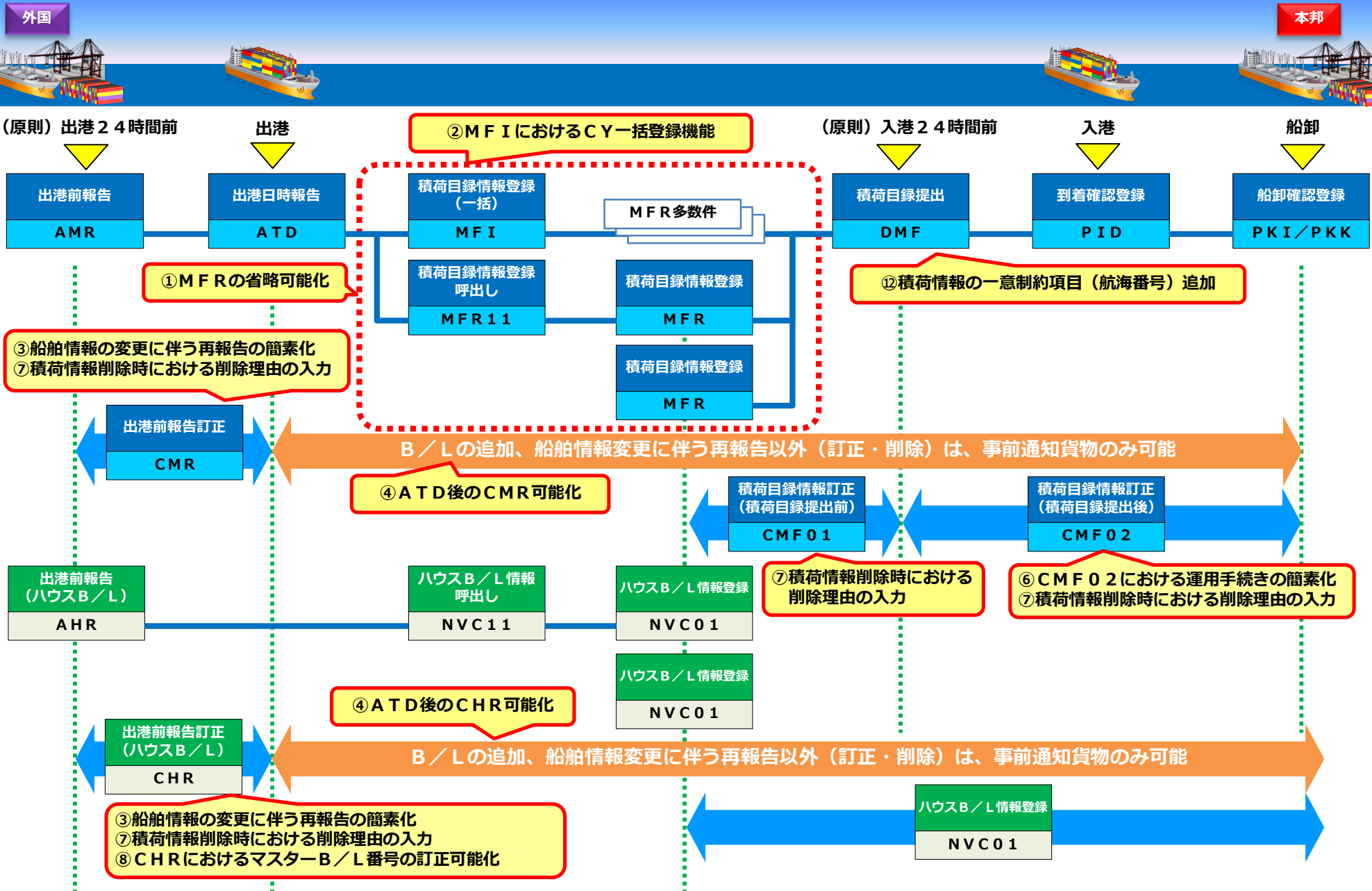
出港前サブWGにおける主要検討事項（3）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑩	<p>「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善</p> 	<p>【プログラム変更要望】 <u>B/L件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。</u> <u>このためAMRの報告漏れが発生した。</u> <u>IMIのようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。</u> <u>(追記：AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい)</u></p>	<p>①IMLの照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（SAS126）」に「B/L総件数」の項目を追加する。 ②IMLの照会結果画面「出港前報告（ハウスB/L）一覧照会情報（SAS128）」に以下の項目を追加する。 マスターB/Lの出港予定日時・マスターB/Lの出港日時・マスターB/Lの入港予定日・マスターB/Lの出港前報告日時 ③IMLに新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加する。 ④既存照会区分における照会権限の見直しを行う。</p>
⑪	<p>マッチング判定結果の通知の改善</p>	<p>【プログラム変更要望】 マスターB/Lに先行してハウスB/Lを報告した場合、マスターB/Lとのマッチングが不明なため報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づく場合がある。 上記のような場合においても、マッチング結果が分かるようにしてほしい。</p> 	<p><船会社への通知> ハウスB/L報告完了が先行した場合についても、その後のマスターB/Lの報告時に「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」を出力する。 <NVOCCへの通知> ハウスB/L報告完了の旨が登録されたのちに、マスターB/Lが報告された場合等において、マッチングを行い、新規帳票をマスターB/L単位に出力する。 <u>また、新規帳票に船舶情報不一致、マスターB/Lの出港予定日時（出港予定日と出港予定時刻）及び出港日時（出港日と出港時刻）を出力する。</u></p>
⑫	<p>積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加</p>	<p>【プログラム変更要望】 MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1～9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。</p>	<p>積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。 （*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。</p> <p>また、あわせて下記の仕様変更を行う。</p> <p>①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。 ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑤PKIの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。 ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。</p>

出港前サブWGにおける主要検討事項（4）

No.	検討事項	現行仕様／問題点	検討結果
⑬	B/Lセパレート等発生時における機能改善	<p>セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</p> <p>セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、出港前報告未済による不一致となってしまう。また、結果的に税関によるSPD通知を受けるケースがある。</p> 	<p>出港前報告においては、<u>セパレート等後のB/Lについて、出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行ったうえで、セパレート等前後のB/L番号の関連性を「BLL（出港前報告B/L関連付け）（仮）」（新設業務）で登録する。</u></p> <p>入港前報告においては、<u>セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行ったうえで、セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLL（新規業務）で登録する。</u></p>
⑭	出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点	後述のとおり	後述のとおり

1. 出港前報告制度にかかると業務フローの簡素化 ～現行フローと次期の変更点～



1. 出港前報告制度にかかると業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー（案）～

外国

本邦

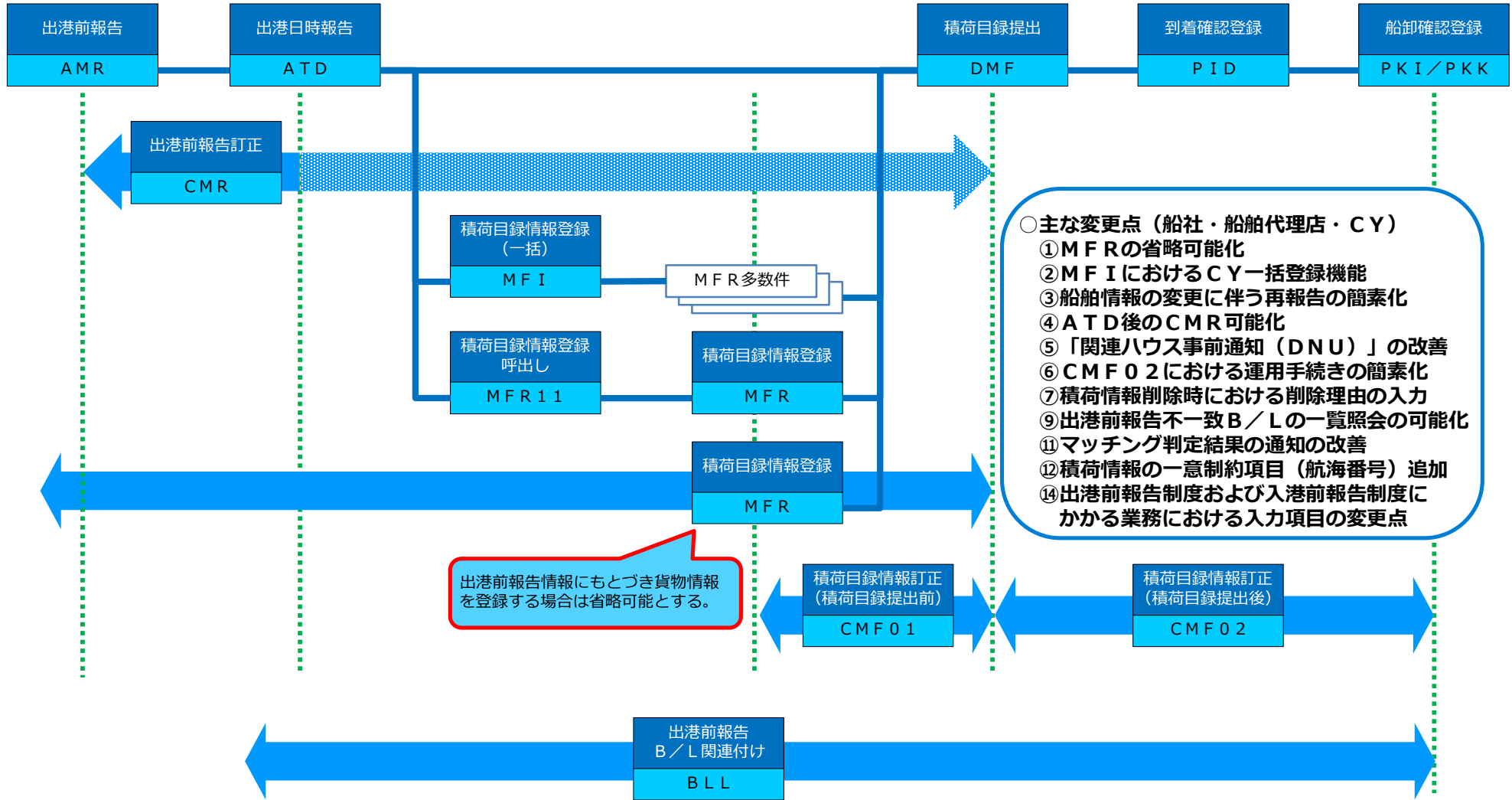
(原則) 出港 2 4 時間前

出港

(原則) 入港 2 4 時間前

入港

船卸



- ① 主な変更点 (船社・船舶代理店・CY)
- ① MFRの省略可能化
 - ② MFIにおけるCY一括登録機能
 - ③ 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化
 - ④ ATD後のCMR可能化
 - ⑤ 「関連ハウス事前通知 (DNU)」の改善
 - ⑥ CMF02における運用手続きの簡素化
 - ⑦ 積荷情報削除時における削除理由の入力
 - ⑨ 出港前報告不一致B/Lの一覧照会の可能化
 - ⑪ マッチング判定結果の通知の改善
 - ⑫ 積荷情報の一意制約項目 (航海番号) 追加
 - ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかると業務における入力項目の変更点

出港前報告情報にもとづき貨物情報を登録する場合は省略可能とする。

1. 出港前報告制度にかかると業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー（案）～

外国

本邦

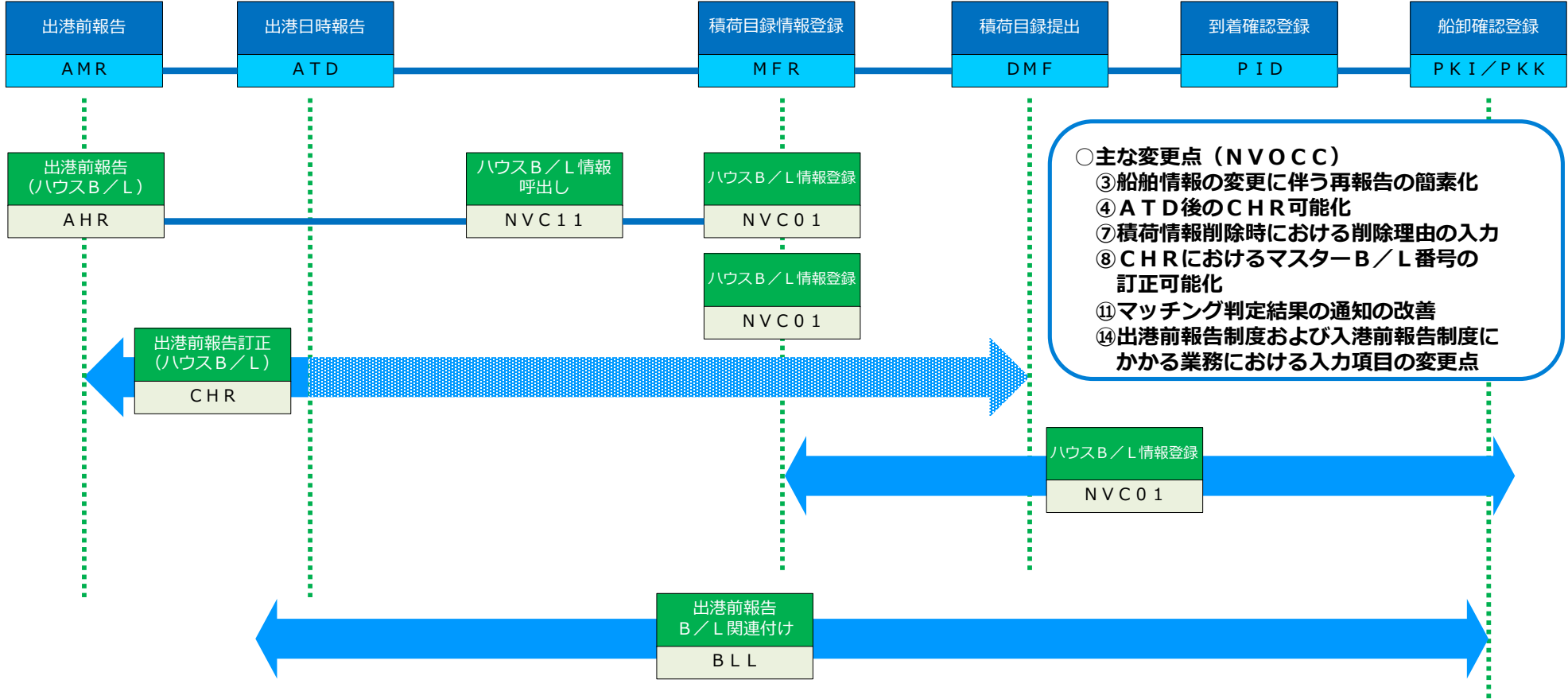
(原則) 出港 2 4 時間前

出港

(原則) 入港 2 4 時間前

入港

船卸



2. 主な変更点 ⑩「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善 ～出力内容に関する改善～

背景

(利用者様ご意見) IMLに項目追加、照会区分の追加を行うことで利便性が向上する。

(参考) IMLの実施可能利用者：船会社、船舶代理店、NVOCC

検討内容

照会区分	照会名称	概要	変更概要
A	概要情報照会	オーシャン（マスター）B/L及びハウスB/Lを一覧で照会する。	「B/L総件数」※の出力項目を追加する。 ※入力された抽出条件に従い、下記のいずれかの単位でB/L件数を出力する。 ①本船利用船会社単位 ②本船利用船会社および船積港単位 ③本船利用船会社および船卸港単位
B	不一致情報照会	AMR業務等、AHR業務等または「出港日時報告（ATD）」業務の出港前報告情報不一致判定（報告期限超過判定、ハウスB/L未登録判定、マスターB/L未登録判定、船舶情報不一致判定）において、不一致となったB/Lを一覧で照会する。	照会区分「A」に同じ。ただし、照会区分「B」は「B/L総件数」を出力しない。
C	リスク分析結果事前通知情報照会	「出港前報告事前通知（CDN01）」業務によりB/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているB/Lを一覧で照会する。	照会区分「A」に同じ。ただし、照会区分「C」は「B/L総件数」を出力しない。
D	出港日時報告状況一覧照会	船積港毎の出港日時報告状況を一覧で照会する。	変更なし
E	概要情報照会（ハウスB/L）	AHR業務等で登録したハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	下記の項目を追加する。 ①マスターB/Lの出港予定日時 ②マスターB/Lの出港日時 ③マスターB/Lの出港前報告日時 ④マスターB/Lの入港予定日
F	不一致情報照会（ハウスB/L）	ATD業務の不一致判定（報告期限超過判定）において、不一致となったハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	照会区分「E」に同じ。
G	リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB/L）	CDN01業務によりB/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	照会区分「E」に同じ。
H	概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）	オーシャン（マスター）B/Lを一覧で照会する。	照会区分「A」からハウスB/Lを除いた一覧を新規照会区分で実装する。

背景

(利用者様ご意見) IMLの照会結果画面「出港前報告一覧照会情報（SAS126）」に「B/L総件数」※を項目追加することで利便性が向上する。
 ※入力された抽出条件に従い、下記のいずれかの単位でB/L件数を出力する。

- ①本船利用船会社単位
- ②本船利用船会社および船積港単位
- ③本船利用船会社および船卸港単位

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

A：概要情報照会

B：不一致情報照会

※「B/L総件数」はスペース出力とする。

C：リスク分析結果事前通知情報照会

※「B/L総件数」はスペース出力とする。

IML 出港前報告一覧照会情報

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXE - X 船卸港 XXXE - X

B/L総件数 1234

項目追加

B/L番号	貨物識別	貨物差異	マスターB/L番号
	出港前 報告済	出港日時 報告済	ハウス 未登録
	マスター 未登録	船舶情報 不一致	報告期限 超過
	事前 通知	関連 事前通知	船卸許可 申請中
001 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
	X	X	X
002 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
	X	X	X
003 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
	X	X	X
004 XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXX1XXXXXXXX2XXXXXXXX3XXXXE
	X	X	X
005 vvvvvvvv1vvvvvvvv2vvvvvvvv3vvvvv	v	v	vvvvvvvv1vvvvvvvv2vvvvvvvv3vvvvv

背景

(利用者様ご意見) IMLの照会結果画面「出港前報告（ハウスB/L）一覧照会情報（SAS128）」に下記項目を追加することで利便性が向上する。

- ① マスターB/Lの出港予定日時
- ② マスターB/Lの出港日時
- ③ マスターB/Lの入港予定日
- ④ マスターB/Lの出港前報告日時

検討内容

下記照会区分で共通の照会結果画面

E：概要情報照会（ハウスB/L）

F：不一致情報照会（ハウスB/L）

G：リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB/L）

出港前報告（ハウスB/L）一覧照会情報

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 マスターB/L番号

船舶 航海番号 船会社 船積港 船卸港

出港予定日時 - 出港日時 - 入港予定日

出港前報告日時 -

マスター未登録 船舶情報不一致 報告期限超過（マスター） 事前通知

1 / 4

ハウスB/L番号	出港日時 報告済	報告期限 超過	事前通知 (ハウス)
001 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE
002 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE
003 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE
004 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE
005 XXXXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE

2. 主な変更点 ⑩ 「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善 ～新規照会区分の追加～

背景

(利用者様ご意見) IMLの照会区分「A：概要情報照会」は、ハウスを含むすべてのB/Lが一覧で照会されるが、オーシャンおよびマスターのみを一覧で照会可能な新規照会区分「H：概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）」を追加することで利便性が向上する。

検討内容

照会区分「A」と同様、入力された抽出条件に従い、下記のいずれかの単位でB/L件数を出力する。

- ①本船利用船会社単位
- ②本船利用船会社および船積港単位
- ③本船利用船会社および船卸港単位

ハウスを除いたオーシャン（マスター）B/Lのみを一覧で出力する。

IML 出港前報告一覧照会情報 オーシャン（マスター）B/L

ファイル(E) 表示(V)

照会区分 X 船舶 XXXXXXXXE 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X

B/L総件数 1234

1 / 7

B/L番号	貨物識別	貨物差異	マスター	船舶情報	報告期限	事前	関連	船卸許可	
	出港前報告済	出港日時報告済	ハウス未登録	不一致	超過	通知	事前通知	申請中	
001	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE	X	X
002	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE	X	X
003	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE	X	X
004	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	X	XXE	X	X

画面イメージは、照会区分「A」を基本とし、関連マスターB/L番号を削除したイメージとする。

2. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者へ出力するが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

<NVOCCへの通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/Lの報告がされた場合は、AHRまたはCHRの処理結果通知においてマスターB/Lの報告有無を判断できるが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告がされた場合は、マスターB/Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターB/Lの報告者へ出力する。

<NVOCCへの通知>

- ①ハウスB/L報告完了の旨が登録（AHRまたはCHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ②ハウスB/L報告完了後にハウスB/Lが追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」をCHRの入力者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ③マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ④ハウスB/L報告完了の旨が登録されたマスターB/Lが削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）※」を関連するハウスの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

※帳票イメージは次スライド参照。

留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB/L番号を誤入力した場合は、「マスターB/L報告状況通知情報（SASXXX）」が受信できないことをもってマスターB/L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。

2. 主な変更点 ⑪ マッチング判定結果の通知の改善 (2)

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

```

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   マスターB/L識別 X
船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   船舶情報不一致 X
航海番号 XXXXXXXXE   船会社 XXXE   船積港 XXXXE - X
出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm   削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm
    
```

マスター、ハウス間で船舶情報不一致が発生している場合は、その旨を出力する。

CMR (削除) の場合は、削除日時を出力する。

ハウスB/L番号

```

01 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   02 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
03 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   04 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
05 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   06 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
07 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   08 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
09 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   10 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
11 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   12 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
13 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   14 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
15 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   16 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
17 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   18 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
19 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   20 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
21 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   22 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
23 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE   24 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
    
```

マスターB/Lの出港予定日時（出港予定日と出港予定時刻）、出港日時（出港日と出港時刻）及び入港予定日を追加する。

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

2. 主な変更点 ⑫積荷情報の一意制約項目（航海番号）追加

背景

MFR等で登録する積荷情報は「船舶コード+船会社コード+船卸港コード+船卸港枝番」のみで一意制約を設定している。そのため、近海航路の定期船においては、前航海の積荷情報と重複しないよう、船卸港枝番「1~9」を入力する仕様であるが、船卸港枝番の管理、関係者との共有は困難であり、実務において支障が出ている。

検討内容

積荷情報の一意制約項目に航海番号を追加することで、船卸港枝番の入力を不要*とする。また、あわせて下記の仕様変更を行う。
（*）同一航海番号で複数回同一港に寄港する場合には、積荷情報が重複しないよう、従来通り、船卸港枝番を入力する必要がある。

- ①MFR、CMF01、CMF02、CMF03の航海番号を必須入力化する。
- ②CMF11、CMF12、CMF13の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ③MFAの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ④DMFの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑤PKI、**PKK**の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する（右図参照）。
- ⑥PIDの入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑦DCL01の入力項目に航海番号（必須入力）を追加する。
- ⑧IMIの入力項目に航海番号（任意入力）を追加する。

IMIの照会種別「A：概要照会」は、共同運航の場合に、船会社別のB/L件数等を出力している。共同運航可能な船会社は20社であるため、現行は20欄の出力となっているが、本提案の結果として、航海番号を指定しない場合は、複数の航海情報を出力するケースが発生する。そのため、当該照会種別の画面は、20欄→60欄程度（20船会社×最新の3航海情報）に増加することを検討する。

船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号	船会社	航海番号
01	AAAA 001A	02	BBBB 002B	03	CCCC 003C	04	
05		06		07		08	
09		10		11		12	
13		14		15		16	
17		18		19		20	

留意事項

上述の⑧IMIについて、航海番号を指定しない場合は、条件に合致した全ての航海情報が照会対象となるため、対象を絞る場合は、航海番号まで指定する必要がある。ただし、航海番号まで指定した場合で、船会社別に航海番号が異なる場合は、結果的に船会社別の照会となる。

2. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時における機能改善（1）

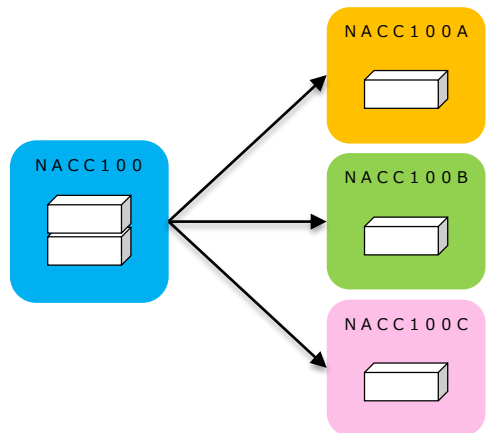
～B/Lセパレート等発生時の現行における問題点と次期における改善内容～

項番	セパレート等発生時の対応パターン	現行		次期	
		実施する業務	問題点	実施する業務	改善内容
1	出港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行う。	セパレート等前のB/Lに対する出港前報告が期限内に行われている場合でも、セパレート等後のB/Lに対する出港前報告が期限超過の場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致となってしまう。</u>	セパレート等後のB/Lについて出港前報告の追加報告（AMR、CMR、AHR、CHR）を行ったうえで、 <u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLL（新設業務）で登録する。</u>	セパレート等前後のB/L番号の関連性が登録された場合は、 <u>出港前報告期限超過による不一致を解消する。</u> ※ただし、セパレート等前のB/Lが出港前報告期限超過である場合は、その旨を引き継ぐ。
2	入港前報告で追加報告が行われるケース	セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF02）を行う。	セパレート等前のB/Lに対して出港前報告が適切に行われている場合でも、セパレート等後のB/L番号に対する出港前報告情報が登録されていないため、 <u>出港前報告未済による不一致となってしまう。</u> また、結果的に税関による <u>S.P.D通知を受ける</u> ケースがある。	セパレート等後のB/L番号について入港前報告（MFR、CMF01、CMF02）を行ったうえで、 <u>セパレート等前後のB/L番号の関連性をBLL（新設業務）で登録する。</u>	セパレート等前後のB/L番号の関連性が登録された場合は、 <u>出港前報告未済による不一致を解消する。</u>



2. 主な変更点 ⑬ B/Lセパレート等発生時における機能改善（2）

～セパレートによるB/L番号変更時の入力イメージ～



BLL 出港前報告 B/L 関連付け

ファイル(E) 表示(V)

処理区分 9 (9:登録 1:取消)

変更種別 1 変更理由 1

変更後B/L番号

NACC100A
NACC100B
NACC100C

変更前B/L番号

NACC100

セパレート等後のB/L番号を入力

セパレート等前の出港前報告済B/L番号を入力

【留意事項】
取消時も登録時と同じB/L番号を変更前後のB/L番号欄に入力する。

<変更種別>
1. セパレート
2. コンバイン
3. スイッチ

<変更理由>
1. 運送契約等の変更
2. 荷線り等の変更
3. 報告内容の誤り
4. その他

B/Lの実施可能利用者


対象B/L	入力者	登録可能条件
オーシャン、マスター	船会社	セパレート等前後のB/Lに登録されている船会社と同一。
	船舶代理店	セパレート等前後のB/Lに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されている。
ハウス	NVOCC	セパレート等前後のB/Lの報告者と同一、または、登録された通知先と同一。

2. 主な変更点 ⑬ B / Lセパレート等発生時における機能改善 (3)

B L Lのチェック仕様について

項番	チェック	補足
1	変更前B / Lは出港前報告済のB / Lとしてシステムに存在すること。	B L Lは、「出港前報告されたB / L」と「出港前報告または入港前報告B / L」との関連性を登録する業務であることから、変更前B / Lに対する出港前報告情報は必ず存在している必要がある。
2	変更後B / Lは出港前報告済のB / Lまたは積荷目録登録済のB / Lとしてシステムに存在すること。	B L Lは、「出港前報告されたB / L」と「出港前報告または入港前報告B / L」との関連性を登録する業務であることから、変更後B / Lに対する情報についても必ず存在している必要がある。
3	変更前B / Lの貨物識別 (M : マスター、H : ハウス、O : マスター、ハウス以外) と変更後B / Lの貨物識別が同一であること。	B / Lのセパレート、コンバイン、スイッチの結果を登録する業務であるため、貨物識別が異なるB / L間で関連付けが行われることは想定されない。
4	入力者が船会社の場合は、変更前後のB / Lに登録されている船会社コードと入力者の船会社コードが同一であること。	—
5	入力者が船舶代理店の場合は、変更後B / Lに登録されている船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、セパレートの場合で、変更後B / Lに登録されている船卸港がそれぞれ異なる場合は、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係がシステムに登録されていること。	B L Lは、通常、変更後B / Lの積荷報告者において実施される想定であるため、変更後B / Lに登録されている船卸港において受委託関係のチェックを行う。ただし、セパレートの場合で、変更後B / Lの船卸港が複数港となる場合は、港毎に委託先の船舶代理店が異なることが想定されるため、いずれか一つ以上の船卸港において受委託関係があることをチェックする。
6	入力者がN V O C Cの場合は、変更前後のB / Lの出港前報告者と同一であるか、通知先利用者と同一であること。	C H Rにおける訂正権限と同じ。
7	変更前B / Lに対して事前通知の旨が登録されていないこと (マスターの場合は、関連するハウスに対して事前通知が登録されている場合を含む)。	変更前B / Lとして登録したB / Lは、以降の業務実施を不可とする (照会業務は実施可能)。 したがって、報告不備等により事前通知の旨が登録されたB / Lを変更前B / Lとして登録する場合は、通知された指示内容に従い訂正等を実施し、当該事前通知の解除を受けたくうえでB L Lを行う必要がある。
8	変更前後のB / L間において、船舶情報 (船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港) が同一であること。	B / L番号の変更前後で船舶情報が異なる場合 (トランシップまたは船舶情報の誤登録を伴う場合) は、変更後の船舶情報における報告期限内に当該積荷にかかる出港前報告を行う必要がある。 したがって、船舶情報が異なるB / L間の関連付けについては、本業務の対象としない。

2. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★航海番号 	任意入力から必須入力へ変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、 <u>CMF03</u>	航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることで、実務上の管理が煩雑である船卸港枝番の入力機会を削減するため。
	入力項目（必須入力）を追加する。	DMF、 <u>CMF11、CMF12、 CMF13、MFA、 PKI、PKK、PID、 DCL01、DCL11、MFA</u>	上に同じ。
★B/L番号 ★ハウスB/L番号 ★マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、 CHR、MFR、CMF02、 <u>NVC01</u>	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、 AHR、CHR	本邦からの出戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、 CHR、MFR、CMF01、 CMF02、NVC01	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
★荷送人名 ★荷受人名 ★着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、 <u>SAI、BIB、CYB、CYD、 CYD01</u>	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。
	桁数を105桁から175桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、 <u>SAI、BIB、CYB、CYD</u>	住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	官要件のため。
★危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、 CHR、MFR、CMF01、C MF02、NVC01、 <u>MFA、 BIB、CYB、CYD、CYD 01、CCX、SHS、CHJ</u>	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB等下線で表示）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

2. 主な変更点 ⑭ 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（2）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01 <u>SAI、BIB、CYB、CYD、 CYD01、SCR、TDC、 OLC、SOT、SHS、CHJ、 CHU、CHD、TYC、MHA</u>	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
★代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、 <u>SAI、BIB、CYB、CYD、 CYD01、OLC、SOT</u>	出港前報告業務の入力仕様に合わせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02	6次NACCS要件（1B/Lあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字1桁） 削除理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMR、CHR、 CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード（数字1桁） 訂正理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI、CYB等下線で表示）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。

3. プログラム変更要望一覧（1）

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
1	I M I	照会種別「R」（B/L番号一覧（事前通知）照会）はDMF後でなければ照会できない。 MFR後に照会できるようにしてほしい。	貨物情報への事前通知の設定は、積荷目録提出時（＝積荷情報の確定時）としていることから、対応しないこととする。 なお、I M Lを利用することでDMF前に事前通知の設定有無は照会可能となっている。	×
2	I M L	B/L件数が表示されないため件数を確認するのに時間がかかる。このためAMRの報告漏れが発生した。 I M IのようにB/L件数が一目でわかるようにしてほしい。 (追記：AMR業務で登録されたマスター・オーシャンB/Lのみ出力させて欲しい)	B/L件数を出力する方向で検討する。	○
3	A H R	ハウスB/Lを報告してもマスターB/Lとのマッチング不明なため、報告期限を過ぎてからマスターB/L番号等の入力誤りに気づくため報告遅延になってしまう。 マスターB/Lとのマッチングが分かるようにしてほしい。	新規出力帳票を追加し、ハウスB/L報告完了「E」を条件にマスターの報告状況を関連するハウスの報告者に通知することとする。	○
4	A H R	A H Rの「E」入力による「ハウスB/L完了通知」は、船会社のAMR後でなければ通知されない。 A H Rの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知が出力できるようにしてほしい。	A H Rの「E」入力がAMR前であってもAMR実施者に完了通知を出力することとする。	○
5	不一致判定処理	船舶情報の不一致が多い。特に航海番号はNVOCCが正確に入力するのは非常に難しい。 航海番号の不一致処理は行わないでほしい。	航海番号は不一致処理のキー項目となっていることから、対応しないこととする。	×
6	A H R	船積港枝番の入力誤りが多い。 2回目の入港の枝番が「1」であるため間違いやすい。 1回目の港は「0」か「blank」、2回目は「2」以降入港回数と枝番の数値を合わせてほしい。	すでに船積港枝番の入力方法が定着していることから、対応はしないこととする。	×
7	I A R I M L I R I	マスターB/Lとのマッチング確認のための照会依頼が多い。 S Pが照会業務をできるようにしてほしい。	26年6月から「I M L」及び「I R I」業務をS Pでも実施可能としている。	×
8	I M L	I M Lの船舶情報不一致の表示を該当のハウスB/Lにも出力して欲しい（マスターB/Lにしか表示されず、どのハウスB/Lと異なっているのかは、I A Rで確認する必要がある、ハウスB/Lが複数ある場合、大変手間が掛っているため）	次期において、訂正等の機能改善を行うことにより、船舶情報不一致の減少が考えられることから、対応は行わないこととする。	×

3. プログラム変更要望一覧（2）

項番	業務	検討事項及び意見等	SW検討結果	検討要否
9	I A R	ハウスB/Lで誤った船会社コードを入力していても、船会社や船舶代理店がハウスB/Lを照会する際に、ハウスB/Lに紐づくマスターB/Lの船会社コードでチェックを行って欲しい。	現行のAMRにおいてもマスターB/Lの先頭4桁と船会社コードの同一性をチェックをしていないことから、対応しないこととする。	×
10	A H R C H R	AHRやCHR業務では、AMRと同じようにマスターB/Lの先頭4桁と船会社コードの同一性をチェックして欲しい。（当該要望が対応できれば、項番9は不要）		×
11	V C A	出港前報告制度の運用開始に伴い韓国Feeder船会社積トランシップ貨物のMFR/DMF登録を各地方港に委託する案件増加のため、VCAの制限値が港別100件の登録を超え新しい港の追加登録ができない状態であるため、150港（現在コード集に掲載されている港（開港）の数が136港）登録可能としてほしい。	200港まで登録可能とする。	○
12	D M F	DMFは船卸港単位で実施しており、近海航路の船舶について前航海の貨物がシステムに残っている場合には、船卸港枝番の運用で対処しているが運用が難しいため航海番号の登録をできるようにしてほしい。	航海番号を積荷情報の一意制約項目とする（MFR等における航海番号の入力を必須化し、DMFの入力項目に航海番号を追加する）。	○
13	コール サイン	コールサインを変更した場合、後続業務の関係でしばらくの間旧コールサインをシステム上残しているためコード表にも同一本船のコードが二重に掲載されている。コード表上新しいコードが分かるようにしてほしい。	コード表に「登録日」等を追加した場合、最新の登録日であったとしてもその船舶が最新であるかの判断ができない為、対応しないこととする。	×
14	A H R	①「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務にて不一致が解消した場合に、「出港前報告（AMR）」業務及び「出港前報告訂正（CMR）」業務で「2：追加」を実施した船社に、不一致解消を知らせる帳票を配信してほしい。 ②「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務、CHR業務で「2：追加」実施時にAMR等との不一致情報を実施NVOCCに対しても出力してほしい。	①船会社からの要望がないことから、対応しないこととする。 ②AHR、CHRの処理結果通知においてマッチング判定結果の出力を行っていることから、対応しないこととする。	×
15	N V C 0 1	混載子B/L番号などの明細について欄数(繰返し)を増やす。 (現行20欄では1親B/Lに対して子B/Lが1件のNVC業務で入力できない場合があるので50欄程度の増やしてもらいたい)	システム負荷がかかるほか、自社システム利用者への影響も考えられるため、対応しないこととする。	×
16	I A R	出港前報告情報は報告者及び通知先の船会社、船舶代理店、NVOCCのみしか照会できないが、非常に有用な情報であることから、通関業者や荷主等についても開示していただきたい。	出港前報告情報は、出港前報告制度に基づきNACCSに登録している情報であることから、船会社として出港前情報を関係者以外に開示する事はできないとの意見があるため、照会可能者の拡大は実施しないこととする。	×